

平成20年度 飼料自給率向上・生産性向上 関連対策事業の概要

生産局畜産部

平成20年4月22日

農林水産省

平成20年度 畜産振興課予算の概要

平成19年12月

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、配合飼料価格の安定を図りつつ、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大により飼料自給率の向上を図り、力強い畜産経営を確立する。

和牛の遺伝資源の保護・活用を推進するとともに家畜の能力の向上、遺伝的能力評価の推進、畜産新技術の実用化等の家畜改良増殖対策を総合的に進め、畜産物の生産コスト低減と品質の向上を促進する。

1. 配合飼料価格の安定対策等

- (1) 配合飼料価格安定資金造成事業【6,000(0)百万円(配合飼料メーカー積立分と合わせて120億円)】

配合飼料価格の急激な上昇が、国産飼料を活用する畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に計画的に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、新たに「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を実施。

- (2) 飼料穀物備蓄対策事業【4,315(4,188)百万円】
海外主要生産国の凶作や輸送ルートにおける障害等の影響で国内需給がひっ迫した場合に対処するため、一定量の飼料穀物の備蓄を実施。

2. 国産飼料の生産拡大と利用促進

【粗飼料】

- (1) 粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業【424(0)百万円】

飼料作物の作付けを緊急的に促進する観点から、地域の関係者が連携し、有効利用されずに鋤き込まれている緑肥作物の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用を普及・促進する取組を支援。

- (2) 国産粗飼料増産対策事業【1,822(1,722)百万円】

耕種農家と畜産農家の連携により、稲わらや稲発酵粗飼料の利用拡大に加え、新たに、地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等が、水田の裏作として飼料作物を作付けし、畜産経営に供給する取組を支援。

- (3) 耕畜連携水田活用対策事業【5,404(5,404)百万円】

地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、簡易な基盤整備、飼料生産用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や、地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援。

- (4) 強い農業づくり交付金【24,914(34,067)百万円の内数】

未来志向型技術革新対策事業【4,793(5,882)百万円の内数】

飼料基盤や飼料作物生産用機械等の整備、耕作放棄地等における放牧の拡大、稲わらの安定的な供給のための生産・流通システムの導入、TMRセンターを中心とした地域の飼料生産・供給システムの構築に対する支援。

- (5) 草地畜産基盤整備事業(公共)【14,390(13,418)百万円】

草地及び飼料畑の造成・整備改良、畜産主産地の再編整備、担い手への土地利用集積を伴う飼料基盤の整備等に加え、中山間地域における耕作放

棄地等の畜産的活用のための基盤と関連施設の一体的整備に対し支援。

- (6) 畜産環境総合整備事業(公共) 【2,290(3,427)百万円】
家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備に加え、バイオガス利用等家畜ふん尿の高度化処理施設や水質汚染防止施設等の整備に対し支援。

【濃厚飼料】

- (7) エコフィード緊急増産対策事業 【792(0)百万円】
短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援。
- (8) エコフィード対策推進事業 【27(28)百万円】
未来志向型技術革新対策事業 【4,793(5,882)百万円の内数】
地域で発生する食品残さ等を飼料として利用するリサイクル飼料生産(エコフィード)の仕組みづくりや飼料化施設の整備を支援。

3. 家畜の遺伝資源の保護・活用対策の推進

- (1) 畜産新技術実用化対策推進事業 【532(559)百万円の内数】
和牛の知的財産の戦略的活用を図る体制を整備するとともに、遺伝資源保護に資する遺伝子探索等技術開発、特許の取得を促進。
- (2) 和牛精液等流通管理体制構築推進事業 【82(109)百万円】
和牛精液ストロー等の流通管理の厳格化のための体制をモデル的に構築し、実証。

4. 家畜改良増殖の推進と畜産新技術の実用化

- 強い農業づくり交付金 【24,914(34,067)百万円の内数】
家畜改良増殖対策推進事業 【160(142)百万円】
畜産新技術実用化対策推進事業 【532(559)百万円の内数】
- (1) 家畜改良増殖の推進
- ① 乳用牛については、牛群検定により遺伝的能力評価による雌牛の選択的利用を推進するとともに、国産遺伝資源を活用した種雄牛づくりの強化、海外種雄牛の遺伝的能力データの収集による国産種雄牛の優位性の分析、繁殖性や長命性等を加味した新たな指標の開発等により、後代検定による我が国の風土に適した種雄牛の作出を実施。
 - ② 肉用牛については、広域後代検定による高能力種雄牛の作出・利用の推進、増頭に資する和牛受精卵の供給施設の整備等を実施。
 - ③ 豚については、改良施設の整備、遺伝的能力評価の普及・推進等を実施。
- (2) 畜産新技術の実用化
- ① 遺伝病のDNA診断技術の開発、経済形質等に関するDNA解析技術等を利用した家畜改良方法の開発・検証。
 - ② 牛個体識別システムと電子タグを結びつける新たな仕組みを構築し、牛群管理の自動化・省力化、牛個体識別システムを活用した情報提供等の充実と効率化を図るモデル的な取組を支援。

国産飼料の生産拡大と利用の促進

【国産飼料生産拡大・利用促進対策 343(260)億円】

対策のポイント

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、配合飼料価格の安定を図りつつ、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（発酵させた粗飼料（牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、魚粉、エコフィード等

牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大半が海外からの輸入穀物等で、世界的なバイオエタノール需要等を背景に価格が上昇していることから、配合飼料価格が上昇しています。このため、国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です！）。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 配合飼料価格の安定対策

配合飼料価格の急激な上昇が、国産飼料を活用する畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に計画的に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、新たに「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

配合飼料価格安定資金造成事業 6,000(0)百万円
(配合飼料メーカー積立分と合わせて120億円)
補助率：定額
事業実施主体：(社)配合飼料供給安定機構

2. 国産飼料増産の取組強化

(1) 粗飼料の生産拡大

- ① 飼料作物の作付けを緊急的に促進する観点から、地域の関係者が連携し、有効利用されずに鋤き込まれている緑肥作物（ソルゴー、えん麦等）の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用を普及・促進する取組を支援します。

粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 424(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県飼料増産推進協議会

- ② 耕種農家と畜産農家の連携により、稲わらや稲発酵粗飼料の利用拡大に加え、新たに、地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等が、水田の裏作として飼料作物を作付けし、畜産農家へ供給する取組を支援します。

〔国産粗飼料増産対策事業 1,822(1,722)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

- ③ 水田地帯における生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興への取組、飼料増産に向けた草地や飼料畑の造成・改良等を促進するための基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための機械・施設の整備等へ支援します。

また、飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を確立するため、飼料作付面積に応じた支援を行います。

【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】

【耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円】

【草地畜産基盤整備事業(公共) 14,390(13,418)百万円】

【未来志向型技術革新対策事業 4,793(5,882)百万円の内数】

【酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 5,446(5,446)百万円】

(2) エコフィードの生産拡大と利用の促進

- ① 短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

〔エコフィード緊急増産対策事業 792(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地域協議会〕

- ② エコフィードに関わる技術情報等の普及や認証制度の検討等の取組への支援により、食品残さの飼料化を推進します。

〔エコフィード対策推進事業 27(28)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

- ③ 国の直接採択によりエコフィード原料や製品の収集・運搬が県域を越えるような大規模な整備の取組を支援します。

〔未来志向型技術革新対策事業 4,793(5,882)百万円の内数
補助率：1/2
事業実施主体：民間団体〕

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3502-5993(直))
〃 畜産企画課(03-3502-0874(直))〕

配合飼料価格安定資金造成事業

【配合飼料価格安定資金造成事業 6,000(0)百万円】
(配合飼料メーカー積立分と合わせて120億円)

対策のポイント

配合飼料価格の急激な上昇が、畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国と民間の協力の下に計画的に「異常補てん基金」を積み立てるとともに、新たに「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

(配合飼料価格安定制度の仕組み)

我が国の畜産経営においては、生産費に占める配合飼料費の割合が高く、配合飼料は、原料の大部分を海外からの輸入に依存しているため、配合飼料価格は、穀物の国際相場、海上運賃(フレート)、為替等の影響により変動しやすいという特性を有しています。

こうした状況を踏まえ、配合飼料価格が一定基準以上に上昇した場合に補てん金を交付する配合飼料価格安定制度を設け、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響の緩和を図っています。

○通常補てん・・・畜産経営者及び配合飼料メーカーの自主的な積立金が財源。

原則として、当該四半期の配合飼料価格が直前1年間の平均価格を上回る場合に、その上回る額を補てん。

○異常補てん・・・国及び配合飼料メーカーの積立金が財源。

通常補てんでは対処し得ない異常な配合飼料価格の高騰時に通常補てんを補完するため、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均価格の115%を上回る場合に、その上回る額を補てん。

政策目標

畜産経営の安定を図り、もって、消費者に対し、畜産物を合理的な価格で安定的に供給できる体制を確立。

<内容>

1. 事業概要

(1) 通常補てんでは対処し得ない配合飼料価格の大幅な値上りに際し、畜産経営の受ける影響を緩和するため、異常補てんに必要な財源の積み増しを行います。
【補助率：定額】

(2) 通常補てん基金の財源不足が生じた場合に、必要な基金財源の借入に対する利子助成を実施します。

2. 事業実施主体

社団法人 配合飼料供給安定機構

[担当課：生産局畜産部畜産振興課需給対策室(03-3591-6745(直))]

粗飼料増産に向けた取組

【強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数】

【未来志向型技術革新対策事業

4,793(5,882)百万円 の内数】

【その他 29,776(29,417)百万円】

事業のポイント

飼料自給率の向上を図るため、国産粗飼料の生産拡大と流通体制の整備を推進することにより、輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を実現します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（発酵させた粗飼料（牧草、青刈りとうもろこし、稲発酵粗飼料）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こりゃん、大麦）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、魚粉等

粗飼料は、牛や羊等の反芻（はんすう：一度飲み込んだ食べ物を再び口に返して噛むこと）動物にとって必須の飼料です。牛や羊等は粗飼料のほかに濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

(1) 飼料増産の取組強化

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

- ① 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための施設・機械等の整備
- ② TMR（完全混合飼料）を核とした地域システムの構築に必要な施設・機械等の整備
- ③ 耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備
- ④ 水田における飼料作物の作付拡大と国産稲わらの収集・利用体制を確立するための施設・機械等の整備
- ⑤ 水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設・機械等の整備
- ⑥ 不陸ならしから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良

（強い農業づくり交付金 24,914(34,067)百万円の内数
補助率：1/2、1/3等）

(2) 有効利用されていない資源の活用による粗飼料増産の推進

飼料作物の作付けを緊急的に促進する観点から、地域の関係者が連携し、有効利用されずに鋤き込まれている緑肥作物（ソルゴー、えん麦等）の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用を普及・促進する取組を支援します。

（粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業 424(0)百万円
補助率：定額）

(3) 水田における粗飼料増産の推進

- ① 耕種農家と畜産農家の連携により、稲わらの収集・供給の取組や稲発酵粗飼料の家畜への給与の実証に加え、新たに、地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等が、水田の裏作として飼料作物を作付けし、畜産農家へ供給する取組を支援します。

〔国産粗飼料増産対策事業 1, 822 (1, 722) 百万円〕
補助率：定額

- ② 地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等の簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援します。

〔耕畜連携水田活用対策事業 5, 404 (5, 404) 百万円〕
補助率：1/2以内、定額

(4) 飼料基盤整備の促進

飼料基盤の整備を促進するための取組を支援します。

- ① 草地及び飼料畑の造成・整備改良、畜産主産地の再編整備、担い手への土地利用集積を伴う飼料基盤の整備、公共牧場の草地基盤と施設との一体的整備、耕種農家等が円滑に畜産を導入できるよう支援を行いつつ、不作付地等を対象に飼料基盤整備等を実施
- ② 中山間地域における未利用地の林地、耕作放棄地等の畜産的活用のための基盤と関連施設の一体的整備

〔草地畜産基盤整備事業(公共) 14, 390 (13, 418) 百万円〕
補助率：1/2、55/100、2/3等

(5) 国の直接支援による飼料増産の取組

国の直接採択により以下の取組を支援します。

- ① 稲わらの安定的な供給のための生産・流通システムの導入
- ② 飼料作物の生産からTMR（完全混合飼料）の調製・供給までを行うTMRセンターを中心とした地域の飼料生産・供給システムの構築

〔未来志向型技術革新対策事業 4, 793 (5, 882) 百万円の内数〕
補助率：1/2等

(6) 環境と調和した酪農生産構造の確立

飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を確立するため、飼料作付面積に応じた支援を行います。

〔酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 5, 446 (5, 446) 百万円〕
補助率：定額

(7) 畜産環境の総合的な整備の促進

家畜排せつ物処理施設とたい肥の還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備に加え、バイオガス利用等家畜ふん尿の高度化処理施設や水質汚染防止施設等の整備に対し支援します。

〔畜産環境総合整備事業(公共) 2, 290 (3, 427) 百万円〕
補助率：1/2等

2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者団体等

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3502-5993 (直))〕
〃 畜産企画課 (03-3502-0874 (直))

粗飼料増産未利用資源活用促進対策事業（新規）

【424（0）百万円】

事業のポイント

飼料作物の作付けを緊急的に促進する観点から、地域の関係者が連携し、有効利用されずに鋤き込まれている緑肥作物（ソルゴー、えん麦等）の飼料への転換、耕作放棄地の草地としての有効活用を普及・促進する取組を支援し、飼料自給率の向上を目指します。

（緑肥作物とは）

肥料として利用するため、栽培して収穫せずに、そのまま土と一緒に耕して田畑に鋤き込む作物のことです。

（耕作放棄地の現状）

農業者の高齢化による労働力不足等により農地に作物が作付けされない「耕作放棄地」が年々増加しています。耕作放棄地の増加は、周辺農地に影響を与える病害虫の発生や景観の悪化をまねいています。農地に限りのある日本では、この耕作放棄地を有効に活用することが重要となっています。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

① 県推進事業

地域の取組として緑肥作物の飼料への転換や耕作放棄地の草地としての有効活用をモデル的に実証するために必要な県事業計画の作成、県推進会議の開催、推進指導等の取組を支援します。

【補助率：定額】

② 地区推進実証事業

緑肥作物の飼料への転換や耕作放棄地の草地としての有効活用を実証するモデル地区に対し、この取組にかかる事業計画の作成、実証事業の実施、地区推進会議の開催、推進指導等に必要な経費を取組面積に応じて助成します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

都道府県飼料増産推進協議会

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]

国産粗飼料増産対策事業（拡充）

【1, 822（1, 722）百万円】

事業のポイント

畜産農家による稲発酵粗飼料の給与実証や国産稲わらを収集・調製し畜産経営に安定供給する取組を支援するとともに、地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等生産組織が、水田裏を活用し、自ら飼料を生産・供給する取組を支援し、国産粗飼料の増産を図ります。

（稲発酵粗飼料の生産）

稲発酵粗飼料は、稲の穂と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化（発酵）した粗飼料で、平成18年度の作付面積は約5,182haとなっており、平成12年度に比べ約10倍に拡大しています。

（国産稲わらの利用状況）

家畜の飼料としての稲わらの需要量は約120万トです。一方、我が国で産出される稲わらは、約900万ト、このうち飼料用に仕向けられている量は約100万ト前後にとどまっています。また、未だに焼却されている量は約30万トもあり、これを飼料用に利用するだけで、飼料用の稲わらを完全自給することができます。

（水稲作付後の水田（水田裏）の活用）

米を収穫したあと、何も作付けされない水田が多く存在します。この水田裏を有効活用することにより、粗飼料自給率76%（24%は輸入粗飼料）を高めることができます。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

（1）稲発酵粗飼料給与技術確立型

稲発酵粗飼料の家畜への給与を実証的に行う畜産経営を支援します。

【補助率：定額（10千円／10a（3年間同額））】

（2）飼料用国産稲わら確保対策型

耕種経営と畜産経営が連携し、稲わらを収集、供給する取組を支援します。

【補助率：定額（18年度開始分 5千円／10a（3年間同額））】

【補助率：定額（19年度開始分 4千円／10a（3年間同額））】

【補助率：定額（20年度開始分 3千円／10a（3年間同額））】

（3）水田裏利用飼料生産供給推進型（新規）

地域における飼料生産の中核的な担い手であるコントラクター等生産組織が、水田裏を活用し、自ら飼料を生産・供給する取組を支援します。

【補助率：定額（10千円／10a（3年間同額））】

（4）国産粗飼料増産推進

稲発酵粗飼料給与確立、飼料用国産稲わら確保対策及び水田裏利用飼料生産供給が円滑に推進できるよう、推進会議の開催、推進指導等を支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

全国農業協同組合連合会等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]

畜産公共事業（拡充）

【草地畜産基盤整備事業 14,390（13,418）百万円】

【畜産環境総合整備事業 2,290（3,427）百万円】

事業のポイント

飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を図るため、自給飼料基盤用地の確保及び整備を支援します。

また、中山間地域における未利用地の林地、耕作放棄地等の畜産的活用のための整備、家畜ふん尿のバイオガス利用等の高度処理の促進等のための整備を支援します。

（平成18年度事業実施地区数）

草地畜産基盤整備事業 119地区

畜産環境総合整備事業 51地区

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

(1) 草地畜産基盤整備事業

1) 都道府県営草地整備事業

① 担い手中核型（北海道のみ）

大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を支援します。

② 公共牧場中核型

公共牧場の再編整備及び周辺農家の草地等の一体的な整備を支援します。

2) 畜産担い手育成総合整備事業

① 担い手支援型事業

担い手への飼料生産基盤の利用集積を計画的かつ加速的に推進し、併せて当該飼料基盤の整備等を支援します。

② 再編整備型事業

新たな畜産主産地の形成による地域ぐるみでの飼料生産基盤に立脚した担い手の育成を図るため、飼料生産基盤の整備等を支援します。

③ 水田地帯等担い手育成型事業

水田地帯等における担い手の育成と農地の有効利用を図るため、耕種農家等が円滑に畜産を導入できるよう支援しつつ、飼料生産基盤の整備等を支援します。

3) 草地林地一体的利用総合整備事業

中山間地域における未利用地の林地、耕作放棄地等の畜産的活用のための飼料生産基盤等の整備を支援します。

【補助率1/2、55/100、2/3】

(2) 畜産環境総合整備事業

1) 畜産環境総合整備事業

都道府県等が広域的に行う、家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備に加え、バイオガス利用等家畜ふん尿の高度化処理施設や水質汚染防止施設等の整備に対し支援します。

2) 畜産環境総合整備統合補助事業

市町村、農協等が地方の実情に合わせて行う、家畜排せつ物処理施設と還元用草地等の一体的な整備、畜産資源を活用した景観形成等の整備に加え、バイオガス利用等家畜ふん尿の高度化処理施設や水質汚染防止施設等の整備に対し支援します。

【補助率1/2以内等】

2. 事業実施主体

都道府県、都道府県農業公社、市町村、農協、農協連等

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993（直））]

草地畜産基盤整備事業（公共）のうち
草地林地一体的利用総合整備事業（拡充）

【14,390（13,418）百万円の内数】

対策のポイント

中山間地域における未利用地の林地、耕作放棄地等の畜産的活用のための基盤と関連施設を一体的に整備することによって、地域における畜産の維持・促進を図り、飼料自給率の向上を目指します。

（耕作放棄地率とは）

耕作放棄地率とは、農林業センサスによる耕作放棄地面積と経営耕地面積の合計を分母とし、耕作放棄地面積を分子として算出した値のことをいいます。

〔耕作放棄地面積 / (耕作放棄地面積 + 経営耕地面積) × 100〕

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1 事業内容

(1) 事業内容

事業実施計画の策定、基本施設整備事業、利用施設整備事業、土地利用円滑化事業

(2) 採択要件の拡充

- ① 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法の指定地域
- ② 酪肉近代化計画を策定している市町村
- ③ 家畜飼養頭数がおおむね1,000頭以上(肥育豚換算)
- ④ 次のいずれかを満たすこと
 - ア 林野率が75%以上等
 - イ 畑の面積のうち勾配が15度以上の土地にある面積が1/2以上
 - ウ 田の面積のうち勾配が1/20以上の土地にある面積が1/2以上
 - エ 積算温度が著しく低く、大家畜頭数が都道府県平均以上で、かつ林野率50%以上等
 - オ 耕作放棄地率が10%以上かつ林野率50%以上であって、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想に耕作放棄地対策を定めている市町村
- ⑤ 草地、林地等の受益面積がおおむね30ha以上であること等
【補助率：55%（離島60%）、事業実施計画の策定50%】

2 事業実施主体

都道府県、事業指定法人（都道府県農業公社）

〔担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993(直)）〕

畜産環境総合整備事業（公共）のうち
畜産環境総合整備事業（拡充）
畜産環境総合整備統合補助事業（拡充）

【2, 290（3, 427）百万円の内数】

対策のポイント

バイオガス利用等の高度化処理によるリサイクルの推進や搾乳排水等汚水の適切処理による水質改善を促進することにより、家畜ふん尿等副産物の積極的な活用とともに地域の環境負荷軽減を図り、併せて畜産資源を活用した景観形成等の整備を促進します。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に係る管理基準への対応状況（平成18年12月1日時点）

- ・管理基準適用対象農家60,033戸のうち適合農家59,982戸（99.9%）
- ・適合農家のうち簡易対応農家5,978戸（10%）

政策目標

家畜排せつ物の適正な管理の確保及び利用の促進

<内容>

1. 事業内容

(1) 事業内容

- ① 事業実施計画の策定
- ② 基盤整備事業
- ③ 利用施設整備事業
 - ア 地域資源循環利用等施設整備
家畜排せつ物処理施設整備、地域有機質残さ等一体高度化処理施設整備、水質汚染防止施設整備、地域有機質残さ飼料化施設整備等
 - イ エネルギー等副産物利用処理施設整備
 - ウ バイオ燃料生産・活用農業用機械施設整備
 - エ 草地景域活用活性化施設整備

④ 土地利用円滑化事業

(2) 採択要件

- ・事業参加者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算で2,000頭以上であること。
- ・基盤整備及び施設整備に係る受益面積が30ha以上であること（環境負荷脆弱地域は除く）
- ・事業参加者のうち畜産業を営む者が原則として10人以上であること（草地景域活用活性化施設整備を行う場合を除く） 等

【補助率：50%、55%等】

2. 事業実施主体

- (1) 畜産環境総合整備事業
都道府県、事業指定法人
- (2) 畜産環境総合整備統合補助事業
市町村、農協、農協連、事業指定法人

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03-3502-5993(直)）]

エコフィード（食品残さの飼料化）対策

【エコフィード緊急増産対策事業 792（0）百万円】

【未来志向型技術革新対策事業

4,793（5,882）百万円の内数】

【食品残さ飼料化対策推進事業 27（28）百万円】

事業のポイント

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーが連携したエコフィード生産拡大の取組や、先端的・モデル的な食品残さの飼料利用を効率的に進める取組を推進するとともに、エコフィードに関わる技術情報等を普及し、畜産農家が安心かつ安定的にエコフィードを利用するための認証制度の検討を実施します。

（エコフィードとは）

- ・ 食品残さ等を利用して製造され、国内の未利用資源を有効活用することで飼料自給率の向上に資する飼料です。
- ・ エコフィードの利用においては、食品関連事業者、処理加工業者、畜産生産者等関連する分野と関係者が多く、また、飼料は家畜に毎日給与されるものであるため、原料供給、運搬加工、利用の各段階が密接に連携し、広域的で効率的な収集・加工・供給を可能とする体制や、一定の品質のものを安定的に定量供給する体制を構築することが必要です。
- ・ さらに、食品リサイクルによる資源の有効利用を推進し環境負荷軽減を図る観点から、エコフィードの推進にあたっては、消費者、食品関連事業者、畜産生産者をはじめとする関係者の、「食品残さ」から「食品循環資源」、これを利用した「資源循環型畜産」への一層の理解醸成と意識変革が必要です。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの連携によるエコフィード生産拡大

短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、地域の食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策事業 792（0）百万円

補助率：定額

事業実施主体：地域協議会

2. エコフィードへの取組に対する国の直接支援

エコフィード技術の波及を図るため、原料や製品の収集・運搬が県域を越えるような大規模で先端的・モデル的な取組について、国の直接採択により飼料化施設の整備を支援します。

※ 対象となる飼料化施設：加工利用施設(分別及び収集施設、原料保管施設、製品保管施設、クッカー、調製装置、乾燥装置、加熱殺菌装置 等)、公害防止施設及び附帯施設。

〔 未来志向型技術革新対策事業 4, 793 (5, 882) 百万円の内数
補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体 〕

3. エコフィードの推進

① ネットワークづくり

畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施・データベース化及びITを活用した地域情報システムを構築します。

② エコフィード認証制度の創設

畜産農家がエコフィードを安心かつ安定的に利用するため、エコフィード認証制度協議会において、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業者の認証やエコフィード活用畜産物等に対する表示認証を検討します。

③ 普及啓発

食品産業関係者、生産者、消費者などを対象としたPR資料等の編集・作成、エコフィード関係者による推進会議、シンポジウム、技術研修会の開催等を行います。

〔 食品残さ飼料化対策推進事業 27 (28) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

[担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3591-6745 (直))]]

飼料穀物備蓄対策事業

【4,315(4,188)百万円】

事業のポイント

飼料穀物の国内への安定供給を図る施策を実施します。
飼料穀物の国内需給がひっ迫した場合に対応するため、配合飼料の主原料である飼料穀物を一定量備蓄します。

(飼料穀物の備蓄について)

我が国畜産経営の大宗が利用している配合飼料は、輸入依存度の大きい飼料穀物を主原料としています。このため、飼料原料が短期的にひっ迫する事態に備え、配合飼料の主原料であるとうもろこし・こうりゃんを60万㍏備蓄しています。

- ① 飼料穀物の輸入依存度・・・とうもろこし(100%)、こうりゃん(100%)
- ② 配合飼料の原料割合(H18年度)・・・とうもろこし(50%)、こうりゃん(5%)

(これまでの不測の事態における放出(貸付)事例)

- ・ 平成8年10月～
米国とうもろこしの7年産が凶作であった影響で、8年産が流通するまでの端境期に穀物需給が逼迫したため、備蓄穀物を放出(貸付)。
- ・ 平成10年6月～
降雨量の減少の影響で、米国から日本へ輸送される飼料穀物の大宗が通過するパナマ運河で長期間低水位状態が続いたことにより運送事情が悪化したため、備蓄穀物を放出(貸付)。
- ・ 平成17年9月～
米国における飼料穀物の主要輸出港であるニューオーリンズをハリケーン「カトリナ」が襲来し、飼料穀物の積み出しが一時的に途絶したことから、飼料穀物の需給の逼迫が懸念されたため、備蓄穀物を放出(貸付)。

政策目標

不測の事態において、国内畜産生産者に安定的に配合飼料を供給

<内容>

1. 事業内容

備蓄穀物のとうもろこし・こうりゃん(60万㍏)を配合飼料メーカーに保管委託します。このとき、地域ごとの配合飼料の生産量などを踏まえ、全国の34の港湾地域に備蓄穀物を配置しています。

2. 事業実施主体

社団法人 配合飼料供給安定機構、備蓄穀物保管協議会

[担当課：生産局畜産部畜産振興課(03-3591-6745(直))]

酪農生産基盤改善支援対策事業（拡充）

（酪農生産性向上対策）

1 事業の目的

飼料価格が高騰する中、我が国酪農の国際競争力を強化し、国民に高品質な牛乳乳製品を安定的に供給していくためには、乳量、乳質に優れた生涯生産性の高い優良種畜を高度に利用することにより酪農経営における牛群の遺伝的能力を向上することと併せて、乳用牛の個体管理を強化し、遺伝的能力を十分に発揮させる飼養管理技術の向上を図ることが大きな課題となっている。

このため、優良乳用牛群の効率的生産・利用のための検討、生涯生産性の向上、高度な繁殖技術の活用に向けた取組とともに、飼料給与技術、繁殖管理技術等の飼養管理技術の向上への取組を支援することにより、我が国酪農の生産基盤を改善するものとする。

2 事業の内容

（1）優良種畜の高度利用による遺伝的能力の向上（能力の高い牛づくり）

ア 能力の高い乳用牛群を効率的に生産するための地域段階での検討会等の実施

イ 生涯生産性の向上に不可欠な体型に関する遺伝的改良に必要なデータ収集

ウ 乳用牛群の遺伝的能力を向上させるため、優良受精卵や供卵牛等の導入や高度な繁殖技術を活用する取組への支援

（2）生産性の向上に資する飼養管理技術の改善（丈夫で健康な牛づくり）

ア 乳用牛の飼養管理技術の改善に取り組む際に必要な飼料給与情報、繁殖情報等の収集

イ 収集した飼料給与情報や遺伝的能力情報等に基づく適切な技術指導の実施

ウ 技術指導員の研修の実施

エ 乳量、乳質の改善指導に資する機材の導入

3 事業実施主体

（社）家畜改良事業団

4 所要額（補助率）

751百万円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4910
担当者：西村、真崎

都府県酪農緊急経営強化対策事業（新規）

1 事業の目的

酪農経営については、配合飼料等の生産コストの上昇等のため、とりわけ販売価格への反映の困難な飲用乳生産地域において収益性は大幅に低下しているところである。

このため、酪農家は生産性向上に向けた取組を実施するとともに、関係者が一体となって酪農家の取組を支援することにより、酪農経営の安定と健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 都府県酪農緊急経営強化支援事業

ア 都府県酪農緊急経営強化支援交付金事業

酪農経営強化計画（3カ年計画）に基づいた取組を実施する酪農家に対し、四半期毎に「酪農緊急経営強化支援交付金（経産牛1頭当たり16,500円／年以内）」を交付する（単年度限り）。

酪農経営強化計画の内容

①自給飼料の生産拡大、②飼養管理の改善、③肉用牛部門の導入 等

イ 都府県酪農緊急経営強化推進事業

全国会議・ブロック会議等を開催するほか、取組を実施する酪農家に対し、必要な指導等を行う。

(2) 酪農飼料基盤確保推進事業

酪農家、乳業者、行政関係等が一体となって、飼料自給率向上等の目標の策定を行うとともに、自給飼料を有効に活用している優良事例の調査等を実施する。

また、乳業者は、自給飼料生産拡大等の取組を実施する酪農家に対し、側面的な支援に努める。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

9, 184百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4890
担当者：外山、我妻

肉用牛生産性向上緊急対策事業（新規）

1 事業の目的

肉用牛経営において、飼料価格高騰に対処するためには、繁殖性の向上や事故率の低減等を通じた生産性の向上を強力に推進する必要がある。

このため、各地域において、肉用牛生産性向上目標を掲げ、これら目標を地域が一体となって達成していくための取組に対する支援を行うことにより、肉用牛経営の体質強化を図る。

2 事業の内容

（1）肉用牛生産性向上推進対策

肉用牛生産性向上目標設定のための検討会や技術普及のための研修会の開催、現地指導等の実施

（2）肉用牛生産性向上対策

地域における肉用牛生産性向上目標の達成に必要な器具機材の整備等を支援

ア 雌牛繁殖性向上対策

分娩間隔短縮や受胎率向上等繁殖性の向上を図るため、種付け及び分娩の繁殖情報等の収集分析、発情発見器や発情同期剤等の導入

イ 肉用牛事故率低下対策

肉用牛の事故率低下による生産性の向上を図るため、分娩監視装置、冷却用細霧装置、集団哺育用パイプハウス牛舎、衛生資材等の導入

3 事業実施主体

（社）全国肉用牛振興基金協会

4 所要額（補助率）

1,192百万円（定額、1／2以内）

〔事業実施期間：平成20～21年度〕

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4910
担当者：岡本、桑原

肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業

1 事業の目的

肉用牛の生産基盤は、小規模・高齢者層等の離脱により、その脆弱化が危惧されるとともに、改良基盤の縮小が大きな問題となっている。

このため、繁殖雌牛の導入をはじめとする肉用繁殖雌牛の増頭に資する対策を中心に、新規参入、改良増殖対策、地域の特色ある肉用牛振興対策を実施し、肉用牛生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 新規参入円滑化等対策

繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を行い、新規参入者等に貸し付けを行う場合に支援を行う。

(2) 肉用牛改良増殖強化対策

優良種雄牛の作出及び広域利用のため、優良な育種資源の確保・利用、集中的な後代検定等を行う。

(3) 肉用牛繁殖雌牛能力評価等対策

繁殖雌牛等の能力評価の推進のため、枝肉情報の収集、分析、提供等を行うとともに、候補種雄牛生産のための優良雌牛の確保、後代検定推進のための普及啓発及び広域的な種雄牛評価の推進等を行う。

(4) 肉用牛増頭強化対策

繁殖雌牛の増頭を強力に推進するため、生産者集団等が自ら増頭目標等を含む地域増頭計画を策定し、この目標の達成に向けた取組について総合的に支援を行う。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①繁殖雌牛導入推進 | ④増頭に資する器具機材等の導入 |
| ②酪農経営を活用した肉用牛増頭 | ⑤遊休農地等を活用した放牧推進 |
| ③円滑な雌牛継承 | ⑥公共牧場草地資源利活用促進 |

(5) 地域の特色ある肉用牛振興対策

地域の特色ある肉用牛振興を図るための取組等の支援を実施。

(6) 肉用牛振興推進指導

上記事業（(1)及び(2)を除く。）の推進に必要な推進会議の開催、計画の策定、連絡調整、調査、指導、研修等を行うとともに、酪農地域や水田地域等、新たに肉用牛生産に取り組む地域における技術指導等を実施。

3 事業実施主体

農協等、(社)中央畜産会、(社)家畜改良事業団、(社)全国肉用牛振興基金協会、(社)日本草地畜産種子協会

4 所要額（補助率）

4, 451百万円（定額、1／2以内等）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線4890
担当者：渡辺、関村、古殿

養豚生産性向上緊急対策事業（新規）

（繁殖性向上、事故率低減等のための対策）

1 事業の目的

養豚経営において、飼料価格高騰に対処するためには、事故率の低減や繁殖性の向上等を通じた生産性の向上を強力に推進していくことが喫緊の課題となっている。

このため、各地域において豚生産性向上目標を掲げ、これら目標を地域が一体となって達成していくための取組に対する支援を行うことにより、養豚経営の体質強化を図る。

2 事業の内容

（1）生産性向上推進指導

豚生産性向上目標設定等のための検討会や技術普及のための講習会の開催、現地指導等を行う。

（2）生産性向上促進対策

地域における豚生産性向上目標や衛生プログラムの達成等に向けた以下の取組を支援する。

ア 事故率低減対策

地域防疫対策の確立、病原体の侵入・まん延防止（オールインオールアウト方式の導入等）の徹底等

イ 繁殖性向上対策

豚人工授精の普及、早期妊娠診断の実施等

ウ 労働生産性等の向上対策

個体管理の徹底、飼料給与方式の改善等

3 事業実施主体

（社）日本養豚協会、農協等

4 所要額（補助率）

1, 161百万円（定額、1／2以内）

[事業実施期間：20～21年度]

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4910
担当者：俵積田、河内野

地域養豚振興特別対策事業（組替）

（種豚の改良、銘柄豚の生産等を推進する養豚振興対策）

1 事業の目的

WTO交渉等国際化の一層の進展が予想される中、我が国養豚の安定的な発展を図るためには、実需者の需要に対応していくとともに、食品の安全確保といった消費者の新たなニーズに即した高品質な豚肉の低コスト生産が不可欠である。

このため、各地域における種豚の改良や未利用資源等を活用した特色ある銘柄豚生産等を推進することにより、国産豚肉に対する需要の確保、国際競争力を備えた養豚生産基盤の確立に資する。

2 事業の内容

（1）地域養豚振興促進

① 豚改良体制再編整備推進

組織的な改良及び優良種豚の確保・効率的利用体制を構築するため、能力検定の推進、多様な特性を有する育種資源（純粋種）の確保、不良遺伝形質の排除等による肉質改善の推進等を行う。

② 地域資源活用等銘柄化確立推進

新たに地域の未利用資源を活用するなどして、生産性を高めつつ、高付加価値化を図るための銘柄豚の生産体制の確立に向けた組織的な取組を行う。

（2）養豚振興推進指導

（1）の事業の円滑な推進に必要な計画の策定、地域における課題の検討、調査、指導等を行う。

3 事業実施主体

（社）日本養豚協会、農協等

4 所要額（補助率）

662百万円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4910
担当者：俵積田、河内野

畜産経営生産性向上支援リース事業（新規）

（畜産・酪農生産性向上のための個人向け補助付きリース事業）

1 事業の目的

生産性の向上を図ろうとする畜産経営等に対し、個々の経営の創意工夫や主体的な判断を尊重しつつ、経営改善への取組を支援するという観点から、必要な機械等の整備を推進し、畜産経営の生産性向上対策を支援する。

2 事業の内容

畜産経営の生産性向上を図るために必要な機械等を畜産農家等（貸付対象者）にリースする事業実施主体に対し、当該機械等の購入費の1／3を助成する。（貸付対象者は、対象機械等を2／3の費用でリース方式により導入。）

<貸付対象機械>

畜産経営の生産性向上に資する機械等として以下に掲げるもの

- ① 生産効率向上に資する機械等（通風装置、飼料攪拌機、細霧装置 等）
- ② 労働力軽減に資する機械等（自動哺育機、自動給餌機、自動搾乳装置 等）
- ③ 飼料費低減等に資する機械等（飼料収穫機、飼料梱包機、飼料貯蔵施設、エコフィード給餌装置 等）

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

13,409百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線4890
担当者：外山、大竹

国産飼料資源活用促進総合対策事業（拡充）

飼料米導入定着化緊急対策
エコフィード等利用促進対策
自給飼料増産緊急対策

1 事業の目的

飼料の主要原料であるとうもろこし価格の上昇等による配合飼料価格の上昇により、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営は、極めて厳しい状況に置かれつつある。

このため、緊急に青刈とうもろこし等の高栄養な自給飼料の一層の増産を図るとともに、この緊急的な生産拡大により不足する労働力を補完するため、コントラクター（飼料生産の作業代行を受託する組織）の育成・拡大、飼料用米や未活用資源の飼料利用の拡大・定着により、自給可能な国産飼料の一層の生産・利用拡大を図る。また、レンタカウを活用した放牧の導入促進及び専用品種の安定供給による飼料用稲の生産拡大、家畜の飼養技術の改善・改良によるさらなる生産性の向上等を図り、飼料資源をめぐる新たな国際環境に対応できる畜産の生産構造の確立を図る。

2 事業の内容

（1）青刈とうもろこし生産緊急拡大事業（新規）

飼料作物以外が作付けられている畑地や耕作放棄地において、新たに青刈とうもろこしやソルガムといった高栄養飼料作物の作付を促進する。

（2）飼料増産受託システム拡大緊急対策事業（拡充）

青刈とうもろこしの緊急生産拡大等に伴う労働力不足に対応するため、飼料生産を担う受託組織の育成・拡大を一層推進し、自給飼料の増産を図る。

（3）飼料用米導入定着化緊急対策事業（拡充）

飼料用米の利活用モデル実証の全国展開を図るとともに、飼料用米の円滑流通や配合飼料原料としての利用に必要な機械施設の整備に対する支援を行う。

（4）粗飼料自給率向上総合対策事業（拡充）

ア 高位生産草地等への転換促進

生産性の低下が懸念される草地の高位生産草地等への転換を促進する。

イ 粗飼料の効率的利用推進

放牧による効率的な飼料利用を推進するため、放牧経験牛の貸し出し（レンタカウ）を行う仕組みを地域に構築する。

ウ 飼料作物種子の安定供給

飼料作物種子の増殖保管を行うとともに、稲発酵粗飼料用等の生産拡大に応じた専用品種の種子の供給体制を緊急に整備する。

(5) 未活用資源飼料化促進事業（拡充）

ア 新たにエコフィードの生産・利用に取り組もうとする地域における専門技術者の確保・育成等の取組に対する支援を行う。

イ 未活用・低利用資源の飼料化促進

小規模店の豆腐かす、パンくずやDDGS等新たな飼料原料について、実証試験等による利用方法の検討を行う。

(6) 畜産生産性向上促進総合対策事業（拡充）

家畜の飼養技術の向上による更なる生産性の向上を図るため、相談窓口の設置や地域相談員による活動により飼養技術情報の集約、普及・指導を行う。

3 事業実施主体

(社) 日本草地畜産種子協会、(社) 配合飼料供給安定機構、(社) 中央畜産会

4 所要額

6,867百万円（定額、1／2以内）

〔事業実施期間 20～21年度〕

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4913
担当者：松本、瀬川

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 飼料増産受託システム拡大緊急対策事業（拡充） （自給飼料増産緊急対策）

1 事業の目的

配合飼料価格高騰に対応し、濃厚飼料依存から自給飼料に立脚した畜産経営の確立が求められており、特に、土地資源を有効活用した青刈とうもろこし・ソルガムや稲発酵粗飼料・飼料用米といった高栄養の自給飼料増産を図り、配合飼料給与の削減を図っていくことが緊急の課題となっている。

しかしながら、畜産経営においては、飼養規模の拡大や高齢化の進展により、飼料生産労働力が不足している状況にある。

このため、緊急に飼料生産を担う受託組織の育成・拡大に対する支援を強化することにより、畜産経営の安定を図る。

2 事業内容（拡充部分のみ）

（1）長大作物生産の緊急推進

青刈とうもろこし等長大作物の緊急的生産拡大についての飼料生産の受託を緊急に推進するため、長大作物の作業受託面積を3年間拡大するコントラクターに対し、単年度に限り、長大作物の作付作業及び収穫作業について、緊急支援を行う。

（2）コントラクター業務平準化促進（受託作業種目の拡充）

コントラクターの育成・定着を図るための受託面積に応じた助成について、飼料用稲の作付作業、飼料用米の収穫作業等を補助対象受託作業種目に新たに追加する。

3 事業実施主体

全国連

4 所要額（補助率）

968百万円（定額）

〔事業実施期間：平成19～23年度（事業採択は21年度まで）〕

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4916
担当者：上原、田中

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 青刈とうもろこし生産緊急拡大事業（新規） （自給飼料増産緊急対策）

1 事業の目的

現在畜産農家が使用している輸入濃厚飼料について、土地資源を有効活用した青刈とうもろこしやソルガムといった高栄養の自給飼料に置き換えていくことが極めて有効である。

このため、畜産経営等が新たに生産に取り組む青刈とうもろこしやソルガムの作付面積に応じた助成を行うことにより、土地基盤に基づいた大家畜生産への転換を推進する。

2 事業の内容

現在飼料作物以外が作付けられている畑地や耕作放棄地において、新たに青刈とうもろこしやソルガムといった高栄養飼料作物を作付ける場合、取組面積に応じて、助成金（12千円/10a）を交付する。

3 事業実施主体

（社）日本草地畜産種子協会

4 所要額

1,217百万円（定額）

〔事業実施期間：平成20～21年度〕

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4916
担当者：相田、川原

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 飼料用米導入定着化緊急対策事業（拡充）

1 事業の目的

最近の配合飼料価格の高騰により、米が国内で生産される有力な飼料用穀物として期待され、低コスト生産技術確立試験として生産が推進されている。

しかしながら、実際に飼料用米が生産されても、国内で飼料用米の利活用が本格的に行われたことがないことから、畜産側において、飼料用米を活用した畜産物の付加価値化等を図るとともに、米の飼料活用を可能とする環境・体制を整備することが課題となる。

このため、飼料用米の利活用を行うモデル実証を全国的に展開するとともに、生産される畜産物の付加価値化を図るための給与方法等の検討、飼料用米の利活用に必要な機械等の整備を推進し、畜産経営の安定に資する。

2 事業内容

- (1) 飼料用米の利用拡大を図るための検討会を開催する。(継続)
- (2) 飼料用米の利活用に関する実態調査を実施する。(継続)
- (3) 飼料用米（対象：20年産）の利活用をモデル実証するのに必要な経費に対し助成を行う。(拡充)
- (4) 飼料用米を主食用米と区分して円滑に流通するため、必要となる機械施設の整備を支援する。(新規)
- (5) 配合飼料原料として飼料用米等の利用を促進するため、必要となる機械施設の整備を支援する。(新規)

3 事業実施主体

(社) 日本草地畜産種子協会、(社) 配合飼料供給安定機構

4 所要額（補助率）

3,140百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産振興課

代表 03-3502-8111

担当者：2（1）～（4）上原、田中

内線 4916

2（5）歌丸、小野寺 内線 4915

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 粗飼料自給率向上総合対策事業（拡充）

1 事業の目的

配合飼料価格高騰に対応し、濃厚飼料依存から自給飼料に立脚した畜産経営の確立が求められており、これまで飼料作物の単収向上のための高位生産草地への転換促進、粗飼料の効率的利用として放牧の推進、飼料作物優良品種の種子の安定供給等に対し支援を行ってきたところである。

しかしながら、耕作放棄地等条件が悪い地域や高齢な畜産農家における放牧を進めるためには、まず放牧経験牛の導入などの条件整備が必要なこと、稲WCS等の生産を急速に拡大させるためには、まず生産収量の高い専用品種種子の供給体制の確立が必要なこと等が指摘されているところである。

このため、放牧意欲のある農家に対し放牧経験牛の貸し出し（レンタカウ）を行う仕組みを地域に構築するとともに、稲WCS用等の専用品種種子の供給体制を緊急に整備することにより、土地基盤に基づいた畜産経営の拡大を促進する。

2 事業内容

（1）高位生産草地等への転換促進

生産性の低下が懸念される草地の高位生産草地等への転換を促進する。

（2）粗飼料の効率的利用推進（拡充）

放牧による効率的な飼料利用を推進するため、放牧を行う生産者集団に対する支援を行うとともに、放牧経験牛の貸し出し（レンタカウ）を行う仕組みを地域に構築する。

（3）飼料作物種子の安定供給（拡充）

飼料作物種子の増殖保管を行うとともに、稲発酵粗飼料用等の生産拡大に応じた専用品種の種子の供給体制を緊急に整備する。

3 事業実施主体

（社）日本草地畜産種子協会

4 所要額（補助率）

867百万円（定額、1／2以内）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4916
担当者：相田、川原

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 未活用資源飼料化促進事業(拡充) (エコフィード等利用促進対策)

1 事業の目的

飼料の主要原料であるとうもろこし価格の上昇等により配合飼料価格は上昇しており、飼料原料の多くを輸入に依存している我が国の畜産経営は、極めて厳しい状況に置かれつつある。

このため、食品残さ等の未活用資源の飼料利用を一層促進することが必要であり、取組の中核となる専門技術者の確保等について支援することで、未活用資源の利用を推進し、飼料コストの低減を図る。

2 事業内容

(1) 地域エコフィード利用体制確立支援(拡充)

地域での未活用資源の飼料利用を進めるため、関係者による連携、地域情報の分析等を行うとともに、食品残さの飼料化を事業化しようとする地域的取り組みを確実に成功に導くため、専門技術・知識の習得を図る地域研修会の開催及び事業化に必要な検討・助言を担う専門技術者を地域に設置する。

(2) 未活用・低利用資源の飼料化促進(拡充)

小規模店の豆腐かす、パンくず等の低利用資源やDDGS等新たな飼料原料の掘り起こしとともに、実証試験等による利用方法の検討、活用のための技術マニュアルの作成を行い、未活用・低利用資源の飼料化を促進する。

3 事業実施主体

(社)中央畜産会、(社)配合飼料供給安定機構

4 所要額(補助率)

434百円(定額、1/2以内)

[事業実施期間:平成19~21年度]

担当課:生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4915
担当者:歌丸、小野寺

国産飼料資源活用促進総合対策事業のうち 畜産生産性向上促進総合対策事業（拡充）

1 事業の目的

配合飼料価格の上昇に対応し、畜産の生産現場においては、飼養管理のあり方を点検・検証し、最大限に効率的な生産を目指すことが重要である。

このため、相談窓口の設置や地域相談員による活動、先行事例の調査・分析等、配合飼料価格の上昇に対応した飼養管理技術等の情報提供、相談・助言を行い、家畜の生産性を向上させる取組の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 普及推進検討会の開催

全国及びブロック段階において、飼養技術の普及等による家畜の生産性向上を推進するため、関係者から構成される普及推進検討会を開催する。

(2) 地域勉強会の開催

地域段階において、生産者等を対象とした飼養管理技術等に関する勉強会を開催する。

(3) 相談窓口の設置、地域における畜産農家の助言・指導（拡充）

ア 相談窓口の設置

畜産農家等からの相談に迅速かつ的確に対応するため、地域に相談員を配置し、畜産農家に対して、当該相談員が助言や指導、他関係機関・団体との連絡・調整を行う。

イ 地域における畜産農家の助言・指導

相談員が畜産農家を個別訪問し、個々の状況を点検・分析し、生産性向上に係る助言・指導を行う。

(4) 先行事例調査・分析（拡充）

既に地域で取り組んでいる事例について、技術の詳細、経営への効果等について調査・分析を行い、その結果を他の畜産農家に普及する。

(5) 技術普及用パンフレット等の作成・配布

家畜の生産性向上のための飼養技術等に関するパンフレット等を作成・配布する。

3 事業実施主体

民間団体

4 所要額（補助率）

243百万円（定額）

担当課：生産局畜産部畜産振興課
代表 03-3502-8111 内線 4910
担当者：原、池田